阿見町 SDG s パートナー制度実施要領

（目的）

第１条 この制度は、SDG s （持続可能な開発目標）の達成、持続可能なまちの実現に向けて、阿見町とともに取組等を実施する企業・団体等を「阿見町 SDG s パートナー（以下、「パートナー」という）」として登録し、持続可能なまちづくりのための取組や活動を推進するとともに、SDG s の普及啓発を図ることを目的とする。本要領は、本制度のパートナーの登録等にかかる事項を定めるものである。

（パートナーの登録要件）

第２条 パートナーの登録の対象となる企業・団体等は、次の各号のいずれにも該当する企業・団体等とする。

（１）町内に本社、支社、営業所、工場、店舗その他継続的に事業又は活動を行う拠点を有している事。

（２）町内において SDG s の普及並びに持続可能な地域及び社会づくりに向けた活動を行い、又は行おうとしていること。

（３）目指している又は今後目指そうとしている SDG s のゴールが明確であり、その内容が阿見町の地域課題の解決に資するものであること。

（４）企業等及びその代表者が町税等を滞納していないこと。

（５）暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する事業者でないこと。

（６）企業等に関係する法令等を遵守しており、かつ、公序良俗に反する活動をしないこと。

（７）阿見町及びパートナーの信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしないこと。

（登録単位）

第３条 パートナーは、原則として事業所ごとに登録するものとする。

（申込み）

第４条 パートナーの登録を受けようとする法人・団体等は、「阿見町 SDG s パートナー登録申請書（様式１）」（以下、「登録申請書」という。）をあらかじめ町に提出することをもって申込みとする。

（登録等）

第５条 町は、前条の登録申請書の提出を受けた場合、遅滞なく当該申込みの内容を審査し、パートナーとして登録することが適当であると認める場合は、「阿見町 SDG s パートナー」として登録するとともに、当該申込みを行った企業・団体等に対して認定証を交付するもの

とする。
２ 前項の規定による登録期間は、登録日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日までにパートナーから取下げの申し出がない場合は、さらに一年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（取組状況等の報告）
第６条 パートナーは、町が求めるときには、「阿見町 SDG s パートナー取組状況報告書（様式２）」により、SDG s に関する取組状況等を町に報告しなければならない。

（変更又は廃止の届出）
第７条 パートナーは、次の各号のいずれかに該当する場合には、「阿見町 SDG s パートナー登録事項（変更・廃止）届出書（様式３）」を町に提出しなければならない。
（１）法人・団体等の名称を変更したとき。
（２）法人・団体等の住所を変更したとき。
（３）登録申込書に記載した取組内容又は実施状況に変更があったとき。
（４）法人・団体等の合併又は解散、事業の休止又は廃止その他事業活動の存続に関する事項に変更等があったとき。
（５）パートナーの登録を解除したいとき。

（登録の取消）
第８条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消を行うことができる。
（１）第２条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
（２）虚偽の申告その他不正な手段により登録を受けたとき。
（３）第７条の規定により町が求める取組状況等を報告しないとき。
（４）前３号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと町長が認めたとき。

（庶務）
第９条 本制度等は、町長公室 政策企画課において処理する。

（雑則）
第１０条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則
この要領は、令和７年６月１日から施行する。